

# 1 議 事 日 程 (第 4 日)

(令和 3 年第 1 回有田川町議会定例会)

令和 3 年 3 月 2 3 日

午前 9 時 3 0 分開議

於 議 場

- |        |          |                                                          |
|--------|----------|----------------------------------------------------------|
| 日程第 1  | 発委第 1 号  | 有田川町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について                              |
| 日程第 2  | 議案第 7 号  | 令和 3 年度有田川町一般会計予算                                        |
| 日程第 3  | 議案第 8 号  | 令和 3 年度有田川町国民健康保険事業特別会計予算                                |
| 日程第 4  | 議案第 9 号  | 令和 3 年度有田川町後期高齢者医療特別会計予算                                 |
| 日程第 5  | 議案第 10 号 | 令和 3 年度有田川町介護保険事業特別会計予算                                  |
| 日程第 6  | 議案第 11 号 | 令和 3 年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計予算                            |
| 日程第 7  | 議案第 12 号 | 令和 3 年度有田川町簡易水道事業特別会計予算                                  |
| 日程第 8  | 議案第 13 号 | 令和 3 年度有田川町公共下水道事業特別会計予算                                 |
| 日程第 9  | 議案第 14 号 | 令和 3 年度有田川町農業集落排水事業特別会計予算                                |
| 日程第 10 | 議案第 15 号 | 令和 3 年度有田川町簡易排水事業特別会計予算                                  |
| 日程第 11 | 議案第 16 号 | 令和 3 年度有田川町浄化槽事業特別会計予算                                   |
| 日程第 12 | 議案第 17 号 | 令和 3 年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計予算                                |
| 日程第 13 | 議案第 18 号 | 令和 3 年度有田川町岩倉財産区管理会特別会計予算                                |
| 日程第 14 | 議案第 19 号 | 令和 3 年度有田川町粟生財産区管理会特別会計予算                                |
| 日程第 15 | 議案第 20 号 | 令和 3 年度有田川町城山山林財産区管理会特別会計予算                              |
| 日程第 16 | 議案第 21 号 | 令和 3 年度有田川町八幡山林財産区管理会特別会計予算                              |
| 日程第 17 | 議案第 22 号 | 令和 3 年度有田川町安諦山林財産区管理会特別会計予算                              |
| 日程第 18 | 議案第 23 号 | 令和 3 年度有田川町水道事業会計予算                                      |
| 日程第 19 | 議案第 24 号 | 有田川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について                              |
| 日程第 20 | 議案第 25 号 | 有田川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について                         |
| 日程第 21 | 議案第 26 号 | 有田川町職員のサービスの宣誓に関する条例及び有田川町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 22 | 議案第 27 号 | 有田川町犯罪被害者等支援条例の制定について                                    |
| 日程第 23 | 議案第 28 号 | 有田川町へき地地域定住促進対策条例を廃止する条例の制定について                          |
| 日程第 24 | 議案第 29 号 | 有田川町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について             |
| 日程第 25 | 議案第 30 号 | 有田川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について                            |
| 日程第 26 | 議案第 31 号 | 平成 3 0 年度有田川町防災行政無線デジタル化改修事業の請負                          |

変更契約について

日程第27 議案第32号 令和3年度有田川町一般会計補正予算（第1号）

追加日程第1 副議長辞職の件

追加日程第2 副議長の選挙

日程第28 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

日程第29 常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の件

日程第30 特別委員会の閉会中の継続調査の件

日程第31 議長への委任について

2 出席議員は次のとおりである（15名）

1番	堀江真智子	2番	増谷憲
3番	椿原竜二	4番	中島詳裕
5番	星田仁志	6番	片畑進之
7番	谷畑進	8番	小林英世
9番	林宣男	10番	殿井堯
11番	佐々木裕哲	12番	岡省吾
13番	森谷信哉	15番	湊正剛
16番	亀井次男		

3 欠席議員は次のとおりである（1名）

14番 新家弘

4 遅刻議員は次のとおりである（なし）

5 会議録署名議員

2番 増谷憲 15番 湊正剛

6 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名（13名）

町長	中山正隆	副町長	坂頭徳彦
住民税務部長	山田展生	福祉保健部長	前久保眞次
総務政策部長	一ツ田友也	消防長	中裕準
産業振興部長	森田栄一	建設環境部長	鈴木幸敏
総務課長	新田耕作	財務課長	中屋正也
企画調整課長	細野正人	教育長	片嶋博
教育部長	井上光生		

7 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

事務局長 竹中幸生 書記 細野鶴子

8 議事の経過

開議 9時30分

○議長（森谷信哉）

おはようございます。

14番、新家弘君から欠席の届出がありましたので報告いたします。

ただいまの出席議員は15名であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

また、説明員は、町長ほか12名であります。

……………日程第1 発委第1号……………

○議長（森谷信哉）

日程第1、発委第1号、有田川町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。

本案について、提出者、議会運営委員会委員長より提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、殿井堯君。

○議会運営委員会委員長（殿井 堯）

改めまして、おはようございます。

議長の指名により、発委第1号、有田川町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についての提案理由の御説明を申し上げます。

議員活動と家庭生活との両立支援策を初め、議員が活動しやすい環境整備の一環として議会への欠席事由を整理するとともに、母性保護の観点から産前産後の欠席期間を規定をするものであります。

また、議会への請願手続について、請願書に一律に求めている押印の義務づけを見直すものであります。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（森谷信哉）

ただいま議会運営委員会委員長、殿井君からの提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第2 議案第7号……………

○議長（森谷信哉）

日程第2、議案第7号、令和3年度有田川町一般会計を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

3番、椿原竜二君。

○3番（椿原竜二）

3番、椿原です。おはようございます。

質疑をさせていただきます。

当初予算で、藤並駅東口トイレ改修が118万8,000円計上されております。令和元年9月本会議で議題になりまして、そのとき町長からは、藤並駅東口のトイレに関しては、和式を使いたい人もいてる、そして洋式化へと洋式を並べるスペースがないので、できるだけ多目的トイレを使ってほしいといった町長の答弁でありました。

さらに町長の答弁が続きまして、西口トイレについては本当にちょっと粗末かなという感じがしておりますと。これからはもしっかり清掃を含めて管理していきたいということで、このとき議題として、西口トイレに関しては特にこれからどうにかしていかねえかなと、そういった議論がなされておりました。町長も最後に、特に西口トイレに関してはかなり古いので、これから方法を考えていかなければいけないと、そういった答弁があります。

そういった中で、今回、西口ではなくて東口トイレの改修ということで予算が計上されております。このときと状況は特に変わっていないと思うんですけれども、西口よりも東口が優先として予算を計上している理由についてお答えください。

○議長（森谷信哉）

総務政策部長、一ツ田友也君。

○総務政策部長（一ツ田友也）

おはようございます。椿原議員の御質疑にお答えを申し上げます。

確かに議員おっしゃるとおり、東口トイレについては、今、多目的トイレを御利用いただくように案内をさせていただいているところです。西口トイレについては、御指摘のとおり、快適に使える状態ではないというのは承知しております。

今回、県のトイレ改修補助事業の採択をいただきましたので、東口のトイレの改修を先に行わせていただきました。西口につきましては、今後、建て替えなあかんと思っていますので、それについて補助事業等を活用しながら前向きに検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（森谷信哉）

3番、椿原竜二君。

○3番（椿原竜二）

答弁いただきました。

県の補助事業があるということで、決してこの東口トイレを改修することについて反対ではないんです。もちろん、きれいにさせていただいて洋式化して、誰もが使いやすいトイレにさせていただくということは物すごく大切ですし、ありがたいな、そのとおりだなと思います。

そういった中で、東口のトイレと西口のトイレを比べたときに、どっちを先にしなければいけないんだって。補助事業があるから東口の理由も分からないですし、補助事業があるんであれば東口、西口、これ一気にやるのがそれは一番いいですけど、1個ずつしかできないんであれば、どう考えても東口、西口両方を見ていただいたら、西口のほうが絶対に先にしなければいけないと感じると思うんです。

そういった中で、反対するつもりはありませんけれども、しっかりと西口も含めて検討していただきたいなと思うんですけども、その辺、町長、最後答弁頂けますか。

○議長（森谷信哉）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

このことについては、昨日も庁内で議論をさせていただきました。僕の考えとしては、駅の便所というのはその町の顔やということで、東口に続いて早急に補助を探して、多分建屋ごし建て替えてやらんともうあかんと思います。それで前向きにやっつけいけということで、今、命令を出しております。

以上です。

○議長（森谷信哉）

ほかに質疑はありませんか。

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

2番、増谷です。

私、幾つかさせていただきますので、御了解いただきたいと思います。まず、前提として、この間、防災行政無線のデジタル化に関わっての11時の時報とか、敬老会の補助金問題でいろんな議論が交わされました。住民の中からいろんな意見も出されております。こういう関係から、町の執行部が事業を進める上で、区長との意思統一をしっかりと詰めてもらわないと、こういう結果になってくると思うんで、区長にだけ言ったらええというんじゃないで、その下の役員もおりますし、僕なんかはデジタル化で時報がなくなるというのは区長から聞いた覚えはないんですよ。だから、そこはやっぱり徹底していただいたほうが、事業がかえって進みやすくなると思うんですけど、その点、まず町長に。副町長でもいいですけど。

○議長（森谷信哉）

副町長、坂頭徳彦君。

○副町長（坂頭徳彦）

4月から各地域の区長会も始まりますし、各区長やまた各区の皆さん方の御意見をお聞きしながら施策を推進してまいります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（森谷信哉）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

ぜひとも詰めていただきたいと思います。

次に、今問題になってる新型コロナウイルス感染の状況の中で、非常事態宣言を解除したということもあって、いろんな問題がまた出てくると思うんですが、こういう中でも終息の見込みが立っていないということで、そういう意味ではコロナ対策をしっかりと地方自治体でやっていかなあかんと。

私は、地方自治法第1条の町民の命と生活を支えるというその本旨からして、国などの特別定額給付金や持続化給付金、雇用調整助成金、一時支援金制度、ひとり親世帯臨時特別給付金、子育て世帯の臨時特別給付金、町特別出産給付金、町高齢者生活支援給付金、町重度障害者等生活支援金、障害者就労支援給付金、緊急持続化給付金の復活、町事業継続応援補助金、町新型コロナウイルス感染症検査費用助成金、高収益作物次期作支援交付金、町緊急的援農者滞在・農家民泊施設推進事業、小学校休業等対応助成金など、たくさんの制度がこの間実施されてきて、また商品券の問題もあるし、皆さん大変ありがたく思っているんですけども、しかし、こだけコロナウイルスの感染が続く中で、行政のほうで、さらに引き続いてこういう支援をする必要があると思うんですけども、そういう点ではこういうところに予算をもっと重点的にやるべきだと思うんですけども、そうすることによって飲食店やバスやタクシー会社、代行業者、農家など、全業種対象の支援がやっぱり必要だと思います。

また、コロナウイルスワクチンの接種が始まりますけれども、接種と併せてPCR検査など社会的検査も入れた予算措置も自治体としても必要かなと私は思っておりますが、この点でお考えはいかがでしょうか。

○議長（森谷信哉）

副町長、坂頭徳彦君。

○副町長（坂頭徳彦）

今、県、国の事業もございましたので、そちらに触れさせていただきますと、県議会の2月定例会におきまして、飲食業、観光業、また旅客運送業の方々に対する支援策というのが可決されました。補助要綱もまとめられ、また近々募集されることと聞いております。

国につきましても、大きな事業で事業構築補助金というのがあります。これで業務

転換だとか、新分野とかに入っておられる大きな投資も含まれてこようかと思います。

町といたしましても、ふるさと応援基金の活用によりまして、すまい給付金だとか、援農とか、この農家民泊の推進事業は令和3年度継続するんですけれども、予算の限りもありますので、地方創生臨時交付金の拡充を国にまた求めているところでもあります。これが実行されれば、また町独自の支援策も検討してまいりたいと思いますし、国、県との支援策とも併せて実行してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（森谷信哉）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

国の制度って条件、ハードルが高いというのもあって、なかなか今まで受けたいと思っても受けられなかった方もおられますので、その点はハードルを下げる意味でも国、県の制度に町も乗っかって、財政支援ということも含めて検討していただきたいと思います。

それで次に、マイナンバーカードの問題なんですけども、発行目標がこの3月末で1万2,540枚だったと思うんですが、これに対して直近の発行枚数とマイナポイントの点についてはどうなっていますでしょうか。

○議長（森谷信哉）

住民税務部長、山田展生君。

○住民税務部長（山田展生）

増谷議員の御質疑にお答えさせていただきます。

マイナンバーカード発行目標は40%以上だったんですけども、実際のところ、令和3年3月14日時点ですが、交付枚数は4,935枚、交付率は18.7%となっております。うち、町内でのマイナポイント申込者等は、国の事業ですので分かりかねます。国といたしましての数字なんですけども、令和3年2月25日現在、全国数値でマイナンバーカード取得率は26.1%、人数といたしまして3,319万6,420人です。取得者のうち約40%の1,340万3,737の方がマイナポイントを申し込んでおります。

以上です。

○議長（森谷信哉）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

次に、ジェンダー平等の立場から、女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画というのをつくってまして、それがこの3月末で一応計画が終了となっているんですが、これまでの進捗状況と、今年度からの計画についてどうなっていますか、お聞きしたいと思います。

○議長（森谷信哉）

総務政策部長、一ツ田友也君。

○総務政策部長（一ツ田友也）

まず進捗状況のほうですが、一つの指標として、採用試験の受験者数に対する女性の方の割合というのが、今実績で30%となっております。これは目標を50%に設定しているところでございます。

あと一つ、班長以上の女性職員の登用実績でございますが、これも令和2年度実績で17.7%の方が登用されております。あと計画につきましては、令和3年4月から5か年間の計画を策定済みでございます。

以上です。

○議長（森谷信哉）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

このことについて再度お聞きするんですけども、今度の内示を見ましたら、新たに女性の部長が2人誕生すると。これは大変いいことだと思ひまして、私も歓迎するわけですが、さらに女性の幹部登用というのを積極的に考えていただきたいと思ひます。

先ほどの答弁の中で、育児休業を取得する男性の職員の割合は10%目標だったんですけども、昨年度だったと思うんですけども、お聞きしたらゼロという回答だったと思うんですけども、それから年次有給休暇の取得についても、年平均11.1日とこれは低いと思うんですけども、その点はどうですか。

○議長（森谷信哉）

総務政策部長、一ツ田友也君。

○総務政策部長（一ツ田友也）

今のところ、男性の育児休業の取得の実績はございません。

年次有給休暇につきましては、その数字が決して高いとは思ひませんので、できるだけ休暇を取りやすい職場環境を目指してまいります。

以上です。

○議長（森谷信哉）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

この点は、大変難しい点もあるんですけども、頑張っていたきたいと思ひます。

次に、正規保育士と会計年度任用保育士等の人数、全体に占める正規保育士の比率についてお伺ひしたいんですけども。

○議長（森谷信哉）

教育部長、井上光生君。

○教育部長（井上光生）

増谷議員の質疑にお答えいたします。

令和3年度当初の予定のベースなんですが、正規職員の人数は63名、それに対して会計年度任用職員の人数は70名です。全体に占める正規職員の比率は47.4%です。

以上です。

○議長（森谷信哉）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

人件費抑制というのがあって、なかなか採用されてないから、これ会計年度で賄っているのかなと思うんですけども、保育というのは正規保育士で対応するのが私は普通だと思っていますので、ぜひ比率を高めていただきたいと思います。

次に、令和3年度から未婚のひとり親への個人住民税の寡婦控除が始まると思うんですが、それでよろしいのでしょうか。

それから、対象者がこれによって新たに、私が前にお聞きしたときには10人ぐらい増えて全体で700人ぐらいで、寡婦控除がまた逆に適用外になる方が4人ぐらいとお聞きしてたんですが、この点の数字は変わらないのでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長（森谷信哉）

住民税務部長、山田展生君。

○住民税務部長（山田展生）

議員おっしゃるとおり、町県民税令和3年度課税から、婚姻歴の有無や性別にかかわらず生計を一にする子を有する単身者、所得制限がありまして500万円以下ということになっています。同一のひとり親控除を適用することとなります。

人数ですけども、令和3年度の確定申告期間がまだ終了していないため、令和2年度の課税の数値で積算しますと、従前の寡婦控除については705名、今回新たに対象となる方は9名、所得制限がかかって対象外になる方が7名となります。全体で705、プラス9、マイナス7で707人という積算になります。

以上です。

○議長（森谷信哉）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

次に、ごみ出しが困難な高齢者や障がい者に対して、町が行うごみ出し支援事業ができると聞いておるんですが、これも制度化されて実施されているかどうか確認させていただきたいんですがいかがですか。

○議長（森谷信哉）

福祉保健部長、前久保眞次君。

○福祉保健部長（前久保眞次）

現在の関係部署で協議を行っており、策定はされていませんけども、制度化に向けて検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（森谷信哉）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

ぜひお願いします。

次に、緊急しゅんせつ推進事業のことなんですけども、これについては予算化はされていないんでしょうか、お願いします。

○議長（森谷信哉）

建設環境部長、鈴木幸敏君。

○建設環境部長（鈴木幸敏）

令和3年度の予算化はしておりませんが、本町の管理する河川の流下能力の確保等について、事業対象となるような箇所があれば、今後必要に応じて検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（森谷信哉）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

次に移ります。

福祉タクシー券の問題なんですけども、現在、この制度は重度障がい者など障がい者が対象になっております。以前、独り暮らしの方にも対応していった時期があったと思うんですけども、今日、様々な状況の中で、この制度は障がい者だけでなく、当面75歳以上の独り暮らしの方まで対象を拡大すべきだと思うんですけども、この点いかがでしょうか。

○議長（森谷信哉）

福祉保健部長、前久保眞次君。

○福祉保健部長（前久保眞次）

福祉タクシーは、重度障がい者の社会参加を目的とした制度であり、現状では高齢者まで拡大することは考えておりません。

以上です。

○議長（森谷信哉）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

再度質疑させていただきますけども、例えば、平成21年度の決算でこの事業を見

ますと、113万2,800円で161人が受給されておりました。これが令和元年度の決算額で見ますと、59万4,450円で平成21年度の52%になっていると。少ないわけですね、この年度に比べたら。そういう意味では、財源的にも私は十分対応できるかなと思うんですけども、ぜひ検討していただきたいと思いますが、再度お願いいたします。

○議長（森谷信哉）

福祉保健部長、前久保眞次君。

○福祉保健部長（前久保眞次）

令和3年度の予算でも55名分を計上しておりまして、年々利用者は減少しておりますが、また制度について再検討も行っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（森谷信哉）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

次に、バリアフリー法が今年の5月に改正されました。そのことによって自治体の責務として障がい者トイレ等適正な利用が追加され、多目的トイレや多機能トイレの名称の変更も指摘されておりますが、こういう点で、まず町内においてこれらのトイレは幾つあるのかというのと、名称変更についてどういうふうを考えているのかお伺いしたいと思います。

○議長（森谷信哉）

福祉保健部長、前久保眞次君。

○福祉保健部長（前久保眞次）

件数ですけども、ちょっと古いんですが、2017年の調査によりますと、オストメイト対応トイレは町所有施設の中で16施設、これは簡易も含めてとなっております。町施設で今後整備していくトイレ等については、表示を見やすいように指導をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（森谷信哉）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

次に、消防職員の充足の問題であるんですが、消防職員の消防力の基準で言いますと94人となっております。今、条例定数が71人ですから、条例定数の関係で言いますと、75.5%の充足率で昨年度と同じかなと思うんですが、4月1日時点での実人員は何人でしょうか。また、条例定数の何%になるかお答えいただきたいと思っております。

○議長（森谷信哉）

消防長、中碓準君。

○消防長（中碓 準）

令和2年4月現在での消防力の基準人員は、議員おっしゃるとおり94人です。令和3年4月1日の消防職員数については67名の予定でございます。条例定数でございますと94.4%となります。

○議長（森谷信哉）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

条例定数からいっても94.4%の充足率という答弁がありました。私は、少なくとも条例定数のいう71人ですか、これに対して早急に定数を充足すべきだと思いますが、再度お答えをいただきたいと思います。

○議長（森谷信哉）

消防長、中碓準君。

○消防長（中碓 準）

現在の条例定数につきましては、採用から現場へ就けるまでの間の1年間の研修期間も考慮した上で71名と設定しております。その辺も考慮しながら、今後進めたいと思います。

○議長（森谷信哉）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

次に、教育委員会にお答えをいただきたいんですけども、35人学級を国のほうでどんどんやっていきなさいということで、菅さんは中学校まで踏み込んだ答弁をされておりますが、今後これに向けてどういうふうに検討されていくのかお答えをいただきたいと思います。

○議長（森谷信哉）

教育部長、井上光生君。

○教育部長（井上光生）

当町においては、平成26年から全学年完全に実施しております。  
以上です。

○議長（森谷信哉）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

ぜひ中学校もという話が出てきましたので、教育長も含めて検討していただきたいと思います。

次に、GIGAスクール構想の問題なんですが、端末のタブレットの授業展開がされていきます。しかし、一方で電磁波の影響を心配する声も出てきました。これにつ

いて、その認識をまず伺いたいと思います。

○議長（森谷信哉）

教育部長、井上光生君。

○教育部長（井上光生）

使用している機器については、技術基準適合品をもちろん使用してございます。そして、国の電波防護指針の中では、人体に有害な影響を及ぼさない基準値を示しておりますので、電磁波の安全性や健康への影響についても適切に対応していると認識してございます。

以上です。

○議長（森谷信哉）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

ぜひとも今後の影響も踏まえて対応できるように考えておいていただきたいと思えます。

次に、有田川町町営風力発電設備条例がまだ例規集に載ってるんですけども、この発電施設はもう撤去しているわけですから、この点との関係でどうなるんでしょうか、条例が今あるということについての、どうですか。

○議長（森谷信哉）

産業振興部長、森田栄一君。

○産業振興部長（森田栄一）

お答えします。

この条例につきましても、平成12年から鷲ヶ峰コスモスパークの中に設置して稼働しておりました風力発電施設に関する条例であります。この施設は、平成26年に撤去いたしました。その後も民間事業者が新設の検討とかをしておりましたので、条例についてもそのままにしておりました。現在ではそういった動きもございませんので、今後廃止に向けて検討していきたいと考えております。

○議長（森谷信哉）

ほかに質疑はありませんか。

8番、小林英世君。

○8番（小林英世）

GIGAスクールのタブレットの件でお伺いします。

保守業務に1,190万円ほどの委託をされていると思うんですが、これは共同調達部会で一括して、そこでどこかの業者に委託するということですか、お伺いします。

○議長（森谷信哉）

教育部長、井上光生君。

○教育部長（井上光生）

小林議員の御質疑にお答えさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、タブレットを調達するときにかけた入札によって決まったものであります。

以上です。

○議長（森谷信哉）

8番、小林英世君。

○8番（小林英世）

そうすると、その購入したタブレット数というのは4,000台弱、全部でどのくらいのボリュームになるか分からないんですけども、どのくらいというのは分かっておるんですか。一緒に購入した台数です。

○議長（森谷信哉）

教育部長、井上光生君。

○教育部長（井上光生）

2,000台余りです。

○議長（森谷信哉）

8番、小林英世君。

○8番（小林英世）

それはうちであって、グループで購入したんじゃないんですか。

○議長（森谷信哉）

教育部長、井上光生君。

○教育部長（井上光生）

有田地方と海南地方とを一つのグループとして共同調達してあります。その総数というのは、今ちょっと手持ちの資料はございません。

○議長（森谷信哉）

8番、小林英世君。

○8番（小林英世）

だから、私が思うのは、ざっと五、六千台になると思うんですけども、その五、六千台の更新を一気にある時期にするというのは大変な作業になると思うんですよ。実際にここに書かれてる、例えばOSのアップデートとか、アプリケーションのインストールとかというのは、別に業者がなくても自分でできることやと思うんですね。それで、この2,000万円というのを予算研究会のとき、毎年毎年この2,000万円が要るんだと伺ったんですけども、これ毎年要るものなんかというふうに私自身は疑問に思っているんですがいかがですか。

○議長（森谷信哉）

教育部長、井上光生君。

○教育部長（井上光生）

保守代でありましたり、また子どもたちが故意にはないですが、落として壊したりという、いわゆる保険的なものも入ってございます。共同調達をした海南地方、そして有田地方の教育委員会、市町共々、そこと契約して、その保守契約をするという形になっていると聞いてございます。

○議長（森谷信哉）

8番、小林英世君。

○8番（小林英世）

共同購入してるから足並みをそろえてというのは分かるんですけども、一つ一つ書かれていることが本当にこれ毎年毎年必要なことなのか。タブレットを使えるというのは、子どもも使えるようになるんですけども、当然教師のほうも使えるようになりますんで、どんどん必要でない業務が出てくるんじゃないかと私は思うんで、しっかりそこらを精査してやっていただきたいと思うんですけどもいかがですか。

○議長（森谷信哉）

教育部長、井上光生君。

○教育部長（井上光生）

もちろん、必要でないことというのは精査しながら省いていって、また予算の削減等に努めていきたいと思えます。

以上です。

○議長（森谷信哉）

ほかに質疑はありませんか。

○議長（森谷信哉）

3番、椿原竜二君。

○3番（椿原竜二）

関連事項です。

G I G Aスクール構想なんですけども、タブレット保守業務、本当に大きな金額になってます。先ほどの答弁を聞いていたら、共同調達やったところ、全部でそうやって一緒にやっているということですけども、購入時、特にここまでの金額がかかるという説明を僕ら受けた記憶ないんですけども、その辺購入時にこれだけの保守業務に金額がかかるということは分かっていなかったことなんですか。

○議長（森谷信哉）

教育部長、井上光生君。

○教育部長（井上光生）

その時点では把握はしてたんですが、今後、十分な説明をするようにいたします。

以上です。

○議長（森谷信哉）

ほかに質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森谷信哉）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

議案第7号について、反対の立場から討論を行います。

まず第1に、新型コロナウイルス感染禍の中で、地方自治法では町民の命や暮らしを支えるのが本旨となっております。しかし、政府は地方自治体や国民に対して様々な負担を押しつけているのが実際であります。

例えば、消費税の10%増税で家計消費が8%のときよりも1世帯当たり約30万円の減収、年金では毎回のよう減額されてきております。そして、新型コロナによる影響で、廃業や雇用解雇など様々な問題も出てきております。こういう中での予算措置でありますから、まず頑張るといってお答えもいただきましたが、コロナ対策を重点に置く予算措置をすべきであると考えます。

今年度も町単独で命と生活を守るという観点から、就労者制度や企業を迎える制度など、一層の財政措置を取るよう求めるものであります。また、政府にも制度の延長や検査体制の抜本的な引上げをするよう求めるものであります。

第2に、町内全ての公立保育所の給食が民間委託になっている点であります。

第3に、保育士で見ますと、保育士全体に占める正規保育士の比率が、先ほど答弁にもありましたように47.4%でありまして、ぜひ正規保育士での対応の比率を上げるべきでありますし、保育士の不足や保育室が足りないことによる育休退園もないように私は求めておきたいと思っております。そして、子育て支援の立場から、保育希望者全員入所できる体制を取っていくべきだと思っております。また心配なのは、今後の保育所統合問題であります。さらに土曜保育についても、清水保育所でも対応できるよう考えるべきであると考えます。

次に、消防力の人員基準であります。94人に対して条例定数は71人であり、条例定数を満たしていても85.5%の充足率ですから、現在の体制では、条例定数から見ても95%弱であります。しかも、採用しても数年は消防学校等への入校のため、現状維持の体制となってしまいます。防災上やコロナ禍の中で、また救急搬送が多くなっている中で、当面は早く条例定数の71人に体制を取るべきであると考えます。

第5に、機関委任事務の問題であります。これも機関委任事務が増えてくるばかりで、職員の業務が多くなり、一方で正規職員を減らしてきている中での公務労働を会計年度任用職員で対応していく割合が増えている状況にあります。地方交付税の一

本算定替えでも12億円前後下がると言われていたのが、3億5,000万円と大幅にダウンした中で必要な人員を確保すべきだと考えます。

次に、特定健診の受診勧奨を進めながら、体制的に健診を増やす状況にございません。また、コロナ禍の中で健診が進むのか、人間ドックや脳ドックの両方を受診できなくもなっておりますし、早期発見・早期治療の観点から体制を強化すべきであります。

次に、地域経済の活性化の観点から、需用費の消耗品費や修繕料、また備品の購入については、地元発注率を意識的に高めていくべきであると考えます。

次に、生活扶助の基準が引き下がったことによって、様々な福祉制度などを受けられる基準が引き下がり、負担増や対象から外れる場合も出てくることに問題があります。

次に、巨大風力発電や巨大太陽光発電計画がどんどん参入してくる中で、自由に計画を進めさせないためにも、経済産業大臣も条例での規制を指摘しているように条例をつくるべきだと考えます。しかし、一方で町民の要望を酌み上げた新型コロナ対策、福祉施策や道路予算、各区からの要望事項などもたくさんありますけれども、以上、述べた理由により、反対討論といたします。

○議長（森谷信哉）

ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（森谷信哉）

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第3 議案第8号……………

○議長（森谷信哉）

日程第3、議案第8号、令和3年度有田川町国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（森谷信哉）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

議案第8号について質疑をさせていただきます。

まず、所得100万円以下、所得なしの被保険者数をお伺いしたいと思います。

○議長（森谷信哉）

住民税務部長、山田展生君。

○住民税務部長（山田展生）

所得100万円以下、所得なしの被保険者数ですけども、令和3年1月末ですが、所得100万円以下の被保険者数は3,006人です。うち所得なしの方は2,147人です。

以上です。

○議長（森谷信哉）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

ですから、国保の被保険者というのは、低所得者がやっぱり多く占めているという現実が明らかになったと思うんです。

次に、滞納者数と分納誓約者の関係、資格証と短期証の発行数についてお伺いしたいと思います。

○議長（森谷信哉）

住民税務部長、山田展生君。

○住民税務部長（山田展生）

お答えします。

令和3年1月末の数字です。滞納者数374世帯、分納誓約者数77世帯、資格証の方は37世帯、短期証の方は37世帯。

以上です。

○議長（森谷信哉）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

次に、細かい数字なんですけども、現役40歳夫婦と未成年の子ども2人の4人世帯の場合、二つ目に、65歳以上74歳以下の年金生活者夫婦のみの世帯、三つ目に、40歳母と未成年の子ども1人の2人世帯で、所得100万円以下、所得150万円、所得200万円の場合の各国保税を出していただきたいんですけども、後ほど各議員に配っていただけますでしょうか。

○議長（森谷信哉）

住民税務部長、山田展生君。

○住民税務部長（山田展生）

資料はお配りできます。今、言わなくてもいいですか。

○議長（森谷信哉）

よろしいですか。

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

コロナ禍の中での国保税の減免とか徴収猶予、傷病手当の支援についてはどうでしょうか。

○議長（森谷信哉）

住民税務部長、山田展生君。

○住民税務部長（山田展生）

お答えします。

国保税減免ですが、実績21人で、額ですけれども396万1,800円です。また、猶予につきましては1名、25万5,100円です。

傷病手当への支給ですけれども、傷病手当の実績は現在のところございません。

以上です。

○議長（森谷信哉）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

次に、特定健診の問題なんですけれども、今年度の特定健診は、コロナ禍の中で予定どおり行われるんでしょうか。また、その対応はどうなるかをお聞きしたいと思います。

○議長（森谷信哉）

福祉保健部長、前久保眞次君。

○福祉保健部長（前久保眞次）

昨年4月、5月の全国での緊急宣言下では、集団健診の実施を見合わせるよう国からの指示がありましたが、現状、和歌山県では解除されておりますので予定どおり実施しております。

令和3年度についても、予定どおり感染対策をしながら実施していきたいと思っております。

以上です。

○議長（森谷信哉）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

次に、国保制度の一元化に向けて進めておるわけですが、4方式の中で固定資産税割をなくすこととなっておりますが、そうなりますと、どこでその分を取っていくかというふうになってくるんですが、その分、所得割率、世帯割、人数割の引上げを検討しているのではないかと思うんですが、どのように試算していますか、お答え頂きたいと思っております。

○議長（森谷信哉）

住民税務部長、山田展生君。

○住民税務部長（山田展生）

お答えします。

県は平成30年度の国保制度改革により、令和9年度に資産割を廃止し、3方式で統一保険料を目指しております。応能割、応益割の割り振り、また医療費分、後期支援分、介護分の割り振り、納付金の額など未確定な部分が多いので、令和9年度の率については試算しておりませんが、令和3年度につきましては、新型コロナウイルスの感染症の影響もあり、国保税率の据置きをしております。

今後ですけれども、資産割を2段階か3段階で引き下げていく予定です。納付金等を勘案し、所得割、均等割、平等割を調整していきたいと考えております。

以上です。

○議長（森谷信哉）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

所得割率を変えるということになると思うんですけども、これは今の所得割率というのは1本ですよ。所得に応じて所得割と決めてるんじゃないくて、ですから高額納税者でもその率でいくと国保税は安くなるという基準になってしまいますので、この点は段階に応じた所得割率を導入すべきだと考えます。

3方式になれば、国保税が引き上がってくる可能性が十分あると考えるわけですけども、その時期が来れば基金なども使いながら国保税を引き上げないように求めたいと思うんですが、その点考えていただけますでしょうか。

○議長（森谷信哉）

住民税務部長、山田展生君。

○住民税務部長（山田展生）

状況により、今年度のように新型コロナウイルス感染症による景気低迷の所得の落ち込みのため、基金の投入が必要になってくると考えています。

また、今後につきましては、先ほどもあったんですけど、県からの納付金額を勘案しながら、保険料率の統一に向け、資産割から所得割への転嫁を行わなければならないことから、大幅な保険税率改定の緩和などのために基金の繰入れで調整していきたいと考えております。

以上です。

○議長（森谷信哉）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

再質疑なんですけども、今回その均等割の額で、就学前の子どもさんにはかけないということになったと思うんですが、それはそれでよろしいのでしょうか。

○議長（森谷信哉）

住民税務部長、山田展生君。

○住民税務部長（山田展生）

これは、法改正が今進行中で、全世帯対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等一部改正を閣議決定しております。国会に今提出されているところで、国保関連では、議員おっしゃるとおり、均等割軽減、未就学児を対象に公費で最大5割軽減としております。実施は、令和4年4月1日からの実施を目指しております。

以上です。

○議長（森谷信哉）

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

1番、堀江眞智子君。

○1番（堀江眞智子）

議案第8号について、反対の立場から討論をさせていただきます。

国保制度は、加入者同士が支え合う相互扶助制度ではありません。加入者全員に医療を社会が保障していく社会保障制度であると国保法第1条で明記されています。そして、協会けんぽのように事業主負担がありません。また、一部変わりましたが、子どもからも税を取る計算になっています。

第1に、国保の所得ゼロから100万円以下の人が、先ほども答弁ありましたように3,006名、所得なしが2,147名、昨年度で言いますと7割から2割軽減を受けている世帯は2,422の52.7%、人数で言うと50%が軽減を受けている被保険者となります。そして、固定資産があれば国保税が大きくなってきます。負担能力以上の納税を強いられています。ですから、資格証明発行が37件、短期証明書発行が37件あります。こういう実態になっております。

そして第2に、高額療養費は住民税課税の70歳以上の負担上限額を引き上げました。外来で月2,000円、入院では1万3,200円の負担になっています。

第3に、国保税は応益割と応能割の比率が50対50に設定されています。そのために、限度額を引き上げると、その負担は結局加入者全員に及ぶこととなります。

第4に、国保広域化を進めています。後期高齢者医療制度のように、市町村独自で決められなくなり、国保財政の赤字のところの市町村の赤字分まで応分の負担を強いられることとなります。特に4方式の課税方法から固定資産税がかかっていたら、国保税の課税に反映されるのが廃止されることとなります。所得に応じた段階的な所得割率でないため、不公平が生じる一つの所得割率を上げたり、世帯割や人数割の額を

引き上げることになります。そのための準備予算になっているということです。

そして第5には、余剰金が出て被保険者には戻さず、基金などへ積み立てるのは問題だと思います。

第6に、国庫支出金を減らしたことが国保会計を苦しくさせた大きな原因であります。全国知事会は、1兆円の国費を投入して世帯割、人数割を廃止して負担を軽くするよう求めています。国保税の負担が重いと指摘しております

以上の理由により反対討論とさせていただきます。

○議長（森谷信哉）

ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（森谷信哉）

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第4 議案第9号……………

○議長（森谷信哉）

日程第4、議案第9号、令和3年度有田川町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

2番、増谷です。

議案第9号について質疑をさせていただきます。

まず、所得ゼロの方の人数と被保険者全体に占める割合はどうなっておりますでしょうか。

○議長（森谷信哉）

住民税務部長、山田展生君。

○住民税務部長（山田展生）

お答えします。

令和3年1月末の賦課対象数からですが、人数は3,586人、割合といたしまして71.6%です。

以上です。

○議長（森谷信哉）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

均等割でそれぞれ軽減対象人数はどうなっていますか。

また、それぞれが被保険者全体に占める割合についてお聞きしたいと思います。

○議長（森谷信哉）

住民税務部長、山田展生君。

○住民税務部長（山田展生）

お答えします。

7.75割軽減で1,141人、24.1%、7割軽減で1,531人、32.3%、5割軽減で471人、10%、2割軽減で343人、7.2%、全体で軽減者は3,486人で73.6%となっております。

以上です。

○議長（森谷信哉）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

74%が軽減を受けてるという数字でありました。そこで、保険料の1割負担、2割負担、3割負担の各人数を教えてください。

○議長（森谷信哉）

住民税務部長、山田展生君。

○住民税務部長（山田展生）

お答えします。

先ほどの法改正で閣議決定し、国会に提出中です。後期高齢者医療の窓口負担2割については、令和4年10月1日から令和5年3月31日までの間で政令で定める日となっております。

1割、2割、3割の有田川町での影響を受ける人数ですけれども、全ての対象者については和歌山県内の被保険者数の割合で試算しております。1割対象者で3,790人、80.2%、2割対象者で743人、15.5%、3割対象者で203人、4.3%と試算できます。

以上です。

○議長（森谷信哉）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

国保もそうだったんですけども、コロナ禍の中で傷病手当の対応とか、それから徴収猶予とかやられておりましたけども、引き続き後期高齢医療制度においても保険料の減免、徴収猶予、傷病手当の支援についてはどうなりますでしょうか。

○議長（森谷信哉）

住民税務部長、山田展生君。

○住民税務部長（山田展生）

お答えします。

保険料の減免につきましては、3件で1万2,000円、傷病手当の支給、また徴収猶予の実績はございません。

以上です。

○議長（森谷信哉）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

これは、引き続いてこういう制度は実施されるということでもいいんですね。

○議長（森谷信哉）

住民税務部長、山田展生君。

○住民税務部長（山田展生）

保険料の減免については、令和3年度は継続されます。傷病手当については、今のところ6月末までの延長となっております。

以上です。

○議長（森谷信哉）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

それで、ぜひ傷病手当についても上へ声を上げていただきたいなと思います。

最後に、その質疑で令和6年度までに実施予定の保険と介護の一体化計画をつくれとなっておりますけども、この点についてはどうでしょうか。

○議長（森谷信哉）

福祉保健部長、前久保眞次君。

○福祉保健部長（前久保眞次）

和歌山県後期高齢者医療連合会より指導の下、一体化計画の作成に向けて、現在、担当者での検討段階となっており、まだ計画は策定されておられません。

○議長（森谷信哉）

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（森谷信哉）

1番、堀江眞智子君。

○1 番（堀江眞智子）

議案第9号について、反対の立場から討論をさせていただきます。

もともと国は医療費の削減を目的に、全世代型社会保障制度とについて社会保障の削減を主張しています。特に、なぜ75歳以上なのか。75歳以上は病気やけがのリスクが高いからという理由です。しかし、本当の狙いは、老人保健制度時の国庫負担割合を45%から35%に減らし、さらに国庫負担を減らすのが目的であります。

保険料の所得割や均等割額を2年に1回変える仕組みにしています。県後期高齢者医療広域連合の試算でも、75歳以上1人世帯の場合で年金収入210万円や、世帯主が子どもで75歳以上高齢者が1人の場合の年金収入210万円の世帯も負担増となります。さらに、75歳単身者世帯で年金収入80万円の方が世帯主の子どもと同一世帯になると、保険料が10倍にもなってしまいます。所得100万円以下の被保険者が3,586人、実に71.6%も占めています。7.75割から2割軽減を受けている被保険者は3,486人の73.6%にもなります。そして、所得がゼロの場合、9割軽減が8割軽減に変わり、8割軽減をなくし7割軽減に、8.5割軽減は7割軽減になります。また、所得ゼロの方が8割軽減で少し所得のある方が8.5割軽減を受けられるという矛盾したことも生まれます。制度導入時には1割負担で心配なく医療が受けられると説明していたことをほごにしてしまいます。

よって、以上の理由により反対討論といたします。

○議長（森谷信哉）

ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（森谷信哉）

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第5 議案第10号……………

○議長（森谷信哉）

日程第5、議案第10号、令和3年度有田川町介護保険事業特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

2番、増谷憲君。

○2 番（増谷 憲）

2番、増谷です。

議案第10号について質疑をさせていただきます。

まず、今回、3年間の第8期の段階別介護保険料についてはどのようになっているのでしょうか。上がってるのでしょうか、下がっているのでしょうか、お答えいただきたいと思います。

○議長（森谷信哉）

福祉保健部長、前久保眞次君。

○福祉保健部長（前久保眞次）

第8期計画での段階別介護保険料は第7期と同額となっており、基準額が月額6,200円、保険料率で第1段階が月額3,100円、軽減後1,860円、第9段階が月額1万540円と変わっておりません。

以上です。

○議長（森谷信哉）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

引き上げていないということは大変喜ばしいことであります。

第8期の介護保険事業計画策定時におけるパブリックコメントというのがあったんかどうか確認したいと思います。

○議長（森谷信哉）

福祉保健部長、前久保眞次君。

○福祉保健部長（前久保眞次）

パブリックコメントの公表を行いました。意見はありませんでした。

以上です。

○議長（森谷信哉）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

なかなかこれ、中身が難しいんで、町民の皆さん、よう出さんの違うかという思いもあるんですけども、それで昨年度、コロナ禍の中で徴収猶予とか保険料の減免実績があったと思うんですが、その実績はどうだったのか。また、今年度に引き続いてこういうふう to 実施されるかどうか確認したいと思います。

○議長（森谷信哉）

福祉保健部長、前久保眞次君。

○福祉保健部長（前久保眞次）

減免申請者は4人で、申請者の令和元年度の減免額は2万9,000円、令和2年度の減免額は25万5,600円です。また、令和3年度も実施されると聞いております。

以上です。

○議長（森谷信哉）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

次に、所得段階別人数は、令和元年度と令和3年度を比較してもほとんど変わらない8,400円人前後だと思っただけですが、介護認定審査会において、平成28年度と令和2年度の対比では大体340人前後減っているんですが、サービスの利用も減っているということや、新総合事業に回っている方もあるからだと思っただけです。滞納者数では、令和2年度と令和3年度の各人数をお答えいただきたいと思いますがどうでしょうか。

○議長（森谷信哉）

福祉保健部長、前久保眞次君。

○福祉保健部長（前久保眞次）

令和3年3月31日現在の滞納者数は、現年のみで77人、過年のみで11人、現年と過年で34人の合計122人となっています。

○議長（森谷信哉）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

次に、1割負担の世帯に設けられていた年間負担上限額44万円以上の方は、昨年7月まで9人ぐらいだったと思っただけですが、令和2年8月分からはどうなったんでしょうか、お答えいただきたいと思っただけです。

○議長（森谷信哉）

福祉保健部長、前久保眞次君。

○福祉保健部長（前久保眞次）

11人となっております。

以上です。

○議長（森谷信哉）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

次に、施設等低所得入所者の補足給付であります、住民税非課税世帯で年収120万円以上の場合、対象人数は第1階層、第2階層、第3階層ではそれぞれどうなっていますでしょうか。

○議長（森谷信哉）

福祉保健部長、前久保眞次君。

○福祉保健部長（前久保眞次）

年収120万円以上ということで、第1・第2階層はなく、第3段階のみで91

人となっております。

以上です。

○議長（森谷信哉）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

同じく補足給付の問題ですけども、資産要件の問題で、単身者で1,000万円から年収に応じて650万円から500万円に引き下がっていると思うんですけども、これによる人数はどうでしょうか。

○議長（森谷信哉）

福祉保健部長、前久保眞次君。

○福祉保健部長（前久保眞次）

650万円の対象者が197人、550万円の対象者が67人、500万円未満の対象者が51人となっております。

以上です。

○議長（森谷信哉）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

政府のほうは、2020年10月からは規則を改正して、第8期の事業計画から市町村の判断で要介護1から5の方でも総合事業のB型サービス、いわゆる市町村が補助し、住民ボランティアで行う事業ということで利用対象になってきていると思うんですが、こういう計画を考えているんでしょうか、お答えいただきたいと思います。

○議長（森谷信哉）

福祉保健部長、前久保眞次君。

○福祉保健部長（前久保眞次）

現状のところ、計画は考えておりません。

以上です。

○議長（森谷信哉）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

この総合事業との関わりで、住民ボランティアをヘルパーやデイサービスの代替えとしないというふうに思うんですけど、この点はどうでしょうか。

○議長（森谷信哉）

福祉保健部長、前久保眞次君。

○福祉保健部長（前久保眞次）

サービスの利用できる制度であるんですけども、現在、町のほうではそういう申請する団体がありません。

以上です。

○議長（森谷信哉）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

新総合事業を要介護者まで拡大する計画にはなっておりませんか。

○議長（森谷信哉）

福祉保健部長、前久保眞次君。

○福祉保健部長（前久保眞次）

第8期事業計画では、拡大する計画にはなっておりません。

以上です。

○議長（森谷信哉）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

次に、要支援1・2のヘルパー、デイサービスの利用制限をするという内容にはなっていないのでしょうか、お答えいただきたいと思います。

○議長（森谷信哉）

福祉保健部長、前久保眞次君。

○福祉保健部長（前久保眞次）

利用の場合、1か月の上限点数というのが決まっております、上限が要支援では5,032点、要支援2では1万531点となっております。

以上です。

○議長（森谷信哉）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

最後の質疑ですけれども、自立支援目標に取り組むと、保険者機能推進交付金あるいは保険者努力支援交付金の予算化もされておるわけですけれども、この計画目標についてどうなのかということなのですが、これは生活支援体制の整備なのでしょうか、また認証ケアマネジャーの制度化も考えておるのでしょうか、お答えいただきたいと思います。

○議長（森谷信哉）

福祉保健部長、前久保眞次君。

○福祉保健部長（前久保眞次）

点数化による交付金の目標設定は定めておりません。また、認証ケアマネジャーの制度についても、現在は考えておりません。

以上です。

○議長（森谷信哉）

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第6 議案第11号……………

○議長（森谷信哉）

日程第6、議案第11号、令和3年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第7 議案第12号……………

○議長（森谷信哉）

日程第7、議案第12号、令和3年度有田川町簡易水道事業特別会計予算を議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

議案第12号について質疑をさせていただきます。

まず、令和5年度末までに簡易水道事業を地方公営企業法に基づく水道事業会計に統合するための委託料を予算化しておりますけれども、統合により今後、維持修繕や新設費などは今だと有利な起債の適用があるんですけども、これが企業会計になるとどうなるのかなと考えるのと、それから受益者負担増にならないかお答えいただきたいと思えます。

○議長（森谷信哉）

建設環境部長、鈴木幸敏君。

○建設環境部長（鈴木幸敏）

これは、上水道企業会計と簡易水道企業会計とを統合する計画の予算ではありません。現在、簡易水道事業特別会計単独で一企業体として法適用するための業務として計上しているものでございます。

議員が懸念しておられる統合計画も現状は考えておりません。あくまでお互い単独企業体として今後も運営をしていくこととしております。そのようなことから、議員御指摘にある統合による受益者負担の増にはならないと考えております。

以上です。

○議長（森谷信哉）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

安心しました。

前にも水道課のほうで試算していただいたことが過去にあったと思うんです。その中で、統合したほうがいいのか、今のままだいいのかということ、もう歴然とした今のほうがいいのかという結果が出てたと思うんです。だから、しっかりそれでやっていただきたいと思えます。

それで最後の質疑ですけども、コロナ禍が続く中で水道料金の基本料金減免期間があったと思うんですけども、これをぜひ再び復活していただきたいなと私は思うんですがいかがでしょうか。

○議長（森谷信哉）

建設環境部長、鈴木幸敏君。

○建設環境部長（鈴木幸敏）

昨年度の7月から9月まで基本料金の減免をいたしました。しかし、有田川町におきましては、水道許容区域外の地区や区域内であっても井戸等を使用し水道を使用していない家もあることから、再度の実施は現時点では考えておりません。

以上です。

○議長（森谷信哉）

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

暫時休憩します。10時50分から再開いたします。

~~~~~

休憩 10時39分

再開 10時50分

~~~~~

○議長（森谷信哉）

再開いたします。

……………日程第8 議案第87号……………

○議長（森谷信哉）

日程第8、議案第13号、令和3年度有田川町公共下水道事業特別会計予算を議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

議案第13号について質疑をさせていただきます。

今年度、徳田地区の農集排をつなぎ、あと吉見とか吉原地区もつなぎ込んでいく予定だと思うんですが、そうなりますと農集排の終末処理施設はどのようになっていくのか、維持管理が要らないのかどうか、公共下水道事業で見るのかどうか、まずお答えいただきたいと思います。

○議長（森谷信哉）

建設環境部長、鈴木幸敏君。

○建設環境部長（鈴木幸敏）

お答えします。

統合後の農集排の終末処理施設につきましては、災害物資の備蓄、書庫等の倉庫として使用する予定にしております。使用目的、維持管理費につきましては、今後、総務課、財務課と協議検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（森谷信哉）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

農集排施設、つなぎ込んで全体の予想総事業費というのは、前に聞いたときには290億円と見込んでいるということだったと思うんです。この時点での地方債残高を幾らを見ているのか、加入件数をどれぐらい見込んでいるのか、もし出していればお答えいただきたいと思います。

○議長（森谷信哉）

建設環境部長、鈴木幸敏君。

○建設環境部長（鈴木幸敏）

農集排統合処理場の3池め、増設時点での地方債残高は86億2,000万円を見込んでおります。加入件数につきましては、加入件数ではなく計画処理人口として1万1,000人を見込んでおります。

以上です。

○議長（森谷信哉）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

農集排地域での新規加入者については、早期接続奨励金も適用されるのかどうか確認したいと思います。

○議長（森谷信哉）

建設環境部長、鈴木幸敏君。

○建設環境部長（鈴木幸敏）

農集排地域での早期接続奨励金は対象外となります。

以上です。

○議長（森谷信哉）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

この予算で最後の質疑ということで、滞納件数は現在どのようになっているかお答えいただきたいと思います。

○議長（森谷信哉）

建設環境部長、鈴木幸敏君。

○建設環境部長（鈴木幸敏）

受益者負担金につきましては12件、使用料につきましては18件となっております。

○議長（森谷信哉）

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（森谷信哉）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

議案第13号について、反対の立場から討論させていただきます。

この事業は、環境整備には確かにいいという点はありますけれども、しかし一方で、事業を進めれば進めるほど膨大ないわゆる先行投資となり、最終的には250億円前後の事業計画とも言われております。さらに雨水対策などを入れますと、300億円も超える事業というふうになってまいります。現在でも地方債残高が地方債の中でも35%も占めてきております。企業会計の独立採算制から言えば、使用料収入では賄えなくなってきますので、町全体の財政にも地方債負担が今後重くのしかかってくるということが十分予想されます。

今のコロナ禍の中で、景気が悪く、つなぎ込むのもなかなか思うように進まないのではないのでしょうか。早くつなぎ込んでもらうために早期接続奨励金で進めておりますけれども、思うほど高くはなっておりません。農業集落排水事業では、五つの地域の中で十数年たっている現在でも90%台が最高であります。町長が答弁していた80%台の接続率では経営が成り立ちません。そうなりますと、使用料収入では維持できなくなり、使用料の引上げや一般会計からの繰入れが必要となってまいります。地方債残高が増えて、将来の財政危機を招かないかも心配しております。

以上の理由で反対討論といたします。

○議長（森谷信哉）

ほかに討論はありませんか。

賛成討論で、16番、亀井議員。

○16番（亀井次男）

何か来年の1月か2月を意識して反対と聞こえてんけど、今回で一応徳田地区で吉備の農業集落排水が、平成5年から始まって、公共下水が平成15年から始まって、

その間、農集の田殿地区から始まり、有田川から北側のこれが長峰山脈があって、下では国道480号があって、どうしてもおいしいミカン畑つくれて、田口、大谷、井口、賢、船坂というような在所あって、ここではもうぜひ昭和の終わりから平成になっても、幾ら田舎でも国民的生活をしたいということの中で、強い熱意の中で、農業集落排水が始まり、そしてこのインフラ整備というのか、吉備地区で水道料金もぐっと上がって、赤字やった水道料金の収入が億を超えるぐらいまで伸びてきてると。そしてまた、人口も藤並駅のこの南側、ヤマト宅急便の東、あの一体で大体3丁歩ぐらいのミカン畑があったと。

この前に、議会で資料をもうてんけど、今日は討論に参加すると思ってなかったんで資料は持ってないんやけど、そこで約1反が固定資産税で1万5,000円から2万円ぐらいあったんが、反で大体50万円ぐらいになってる。それで、人口もよそからも来てくれてどんと増えてると。増えて藤並保育所、藤並学童、藤並小学校、吉備中もあふれんばかりになってると。それも全部下水道でインフラ整備をした一つの効果やと思います。

そして、この少子高齢化対策、先ほど言うた3丁歩ほどのところにもう子どもがたくさんたくさんいて、有田川町でも吉備地区と金屋・清水地区の人口、また近日、ある小学校も休校になると。こんな寂しいことはないんであって、ただそれらも吉備地区のちょっと伸びてるとということの一つにインフラ問題、少子化対策、それで町の固定資産税、またサラリーマンが来てくれての町収益と、いろいろな形の何をひょいと小さいことばでインフラ整備だけをば言うさかいに、インフラ整備に270億円もいって、これどうするんよという話で反対やとこう思うんで、そんなことはありませんと。

インフラだけと違って、三つも四つも町のプラスになって、この最後になって、あれが大きな赤字の元やと、そういうような発想がいかげなもんかなと。聞いてて、かちかちと何したんで、要はそんなこと言うんやったら、吉備地区と金屋・清水の旧町のやつの町財政へ入ってくるお金で運営を一遍していったらどうなと。そんな暴言は、僕は言わへんけど、町民の中でそういう人もあるんですよ。それで、これもあくまでも町のプラスになってるんやと、それで平成18年に合併して16年、17年とこういうふうには15年を超えてきたら、今、人の形を自分の体として、もっと前向きに取り組んでいくべきではないかと。僕、この場を借りて中山正隆町長が、また歴代の下水道課長もよく頑張ったと褒めたいと思います。僕は、この予算が有田川町にプラスになってもマイナスにはならんと思って賛成します。

以上です。

○議長（森谷信哉）

ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（森谷信哉）

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第9 議案第14号……………

○議長（森谷信哉）

日程第9、議案第14号、令和3年度有田川町農業集落排水事業特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第10 議案第15号……………

○議長（森谷信哉）

日程第10、議案第15号、令和3年度有田川町簡易排水事業特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第11 議案第16号……………

○議長（森谷信哉）

日程第11、議案第16号、令和3年度有田川町浄化槽事業特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

○議長（森谷信哉）

質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第12 議案第17号……………

○議長（森谷信哉）

日程第12、議案第17号、令和3年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第13 議案第18号……………

○議長（森谷信哉）

日程第13、議案第18号、令和3年度有田川町岩倉財産区管理会特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第14 議案第19号……………

○議長（森谷信哉）

日程第14、議案第19号、令和3年度有田川町栗生財産区管理会特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第15 議案第20号……………

○議長（森谷信哉）

日程第15、議案第20号、令和3年度有田川町城山山林財産区管理会特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第16 議案第21号……………

○議長（森谷信哉）

日程第16、議案第21号、令和3年度有田川町八幡山林財産区管理会特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第17 議案第22号……………

○議長（森谷信哉）

日程第17、議案第22号、令和3年度有田川町安諦山林財産区管理会特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第18 議案第23号……………

○議長（森谷信哉）

日程第18、議案第23号、令和3年度有田川町水道事業会計予算を議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（森谷信哉）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

2番、増谷です。

議案第23号について質疑をさせていただきます。

先ほども質疑をさせていただいたんですけども、この水道事業会計においても、コロナ禍の中での基本料金の水道代を減免してはどうかと考えますがいかがでしょうか。

○議長（森谷信哉）

建設環境部長、鈴木幸敏君。

○建設環境部長（鈴木幸敏）

先ほど議案第12号での質疑に回答したとおりで、現在のところ実施する考えはございません。

以上です。

○議長（森谷信哉）

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

ここで一時議事を中断いたします。

長い間、町発展のため御尽力いただきました職員の皆様が、3月31日をもって退職されます。総務課長より退職される皆様の役職及び氏名を紹介したい旨の申出がありましたので、これを許可します。

総務課長、新田耕作君。

○総務課長（新田耕作）

ただいま議長のお許しを頂きましたので、本年3月31日付をもって退職する管理職の方々を御紹介させていただきます。

福祉保健部長の前久保眞次さんです。

住民税務部長の山田展生さんです。

清水行政局長の大西隆仁さんです。

総務政策部長のイツ田友也さんです。

以上、4名の方々です。

○議長（森谷信哉）

退職者を代表して、福祉保健部長、前久保眞次君から挨拶の申出がありましたので許可いたします。

福祉保健部長、前久保眞次君。

○福祉保健部長（前久保眞次）

ただいま議長のお許しを頂きましたので、僭越ではございますが、退職者を代表いたしまして御挨拶させていただきます。

本日は、私たちのために議場における貴重な時間を頂き、誠にありがとうございます。

さて、ここにおります私たち4名のほか総勢13名が、この3月末をもって有田川町職を退職いたします。私たちは、それぞれの思いを胸に奉職して以来、長い間、大過なく務めさせていただけたのも、議員皆様方の心温まる御指導、御鞭撻のおかげと深く感謝しております。

特に新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、世界中が対応に追われ、経験したことがないこの1年となりましたが、中山町長を初めとする町執行部の皆様の御指導、御協力に支えられて業務を行ってこれたことに深く感謝しております。

退職後は皆一町民となり、それぞれの道を歩むこととなりますが、どこかで有田川町の発展に支援できたらと思っております。変わらぬ御厚情、お付き合いのほどよろしくお願い申し上げます。

結びに、議員の皆様並びに町執行部の皆様の御健勝、御活躍を御祈念申し上げるとともに、有田川町の今後ますますの発展に御尽力を賜りますことを切に願ひまして、甚だ簡単ではございますが、退職に当たってのお礼の言葉とさせていただきます。長い間、本当にありがとうございました。

（拍手）

○議長（森谷信哉）

退職される皆様に申し上げます。

長年にわたり、役場職員として職務に精励され、その間、町の発展に献身的に取り組み、多大な御尽力をいただきました。これまでの御苦勞と御功績に対しまして、深く敬意と感謝の意を申し上げます。本当にありがとうございました。

どうか、健康にはくれぐれも御留意されまして、今後とも有田川町発展のために御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。本当に長らく御苦勞さまでした。ありがとうございます。

（拍手）

……………日程第19 議案第24号……………

○議長（森谷信哉）

日程第19、議案第24号、有田川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第20 議案第25号……………

○議長（森谷信哉）

日程第20、議案第25号、有田川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第21 議案第26号……………

○議長（森谷信哉）

日程第 2 1、議案第 2 6 号、有田川町職員のサービスの宣誓に関する条例及び有田川町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第 2 2 議案第 2 7 号……………

○議長（森谷信哉）

日程第 2 2、議案第 2 7 号、有田川町犯罪被害者等支援条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○議長（森谷信哉）

日程第23、議案第28号、有田川町へき地地域定住促進対策条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

○議長（森谷信哉）

4番、中島詳裕君。

○4番（中島詳裕）

4番、中島です。

議案第28号、有田川町へき地地域定住促進対策条例を廃止する条例の制定について質疑をさせていただきます。

先日の当局のお話では、廃止の理由として、5年後の定住生活予想がつきにくい、また本条例の事業では、定住動機につながりにくいとの説明であったと思いますが、今回、提案するに至った経緯について、再度説明をお願いしたいとともに、今後、廃止に伴う代替案を考えておられるのかお尋ね申し上げます。

○議長（森谷信哉）

産業振興部長、森田栄一君。

○産業振興部長（森田栄一）

お答えします。

へき地地域定住促進対策条例及び同施設の規則は、定住意思を持って新たに町民となった満60歳未満の者を含む世帯には10万円、満16歳以上で満60歳未満の単身の者については5万円の奨励金を、転入後1年経過してお渡しをするものでございます。

なお、この条例は、平成22年4月から施行されておりました、昨年度までの実績を言いますと、9年間で22世帯、36人、合計400万円の支出となっております。この条例を廃止するに当たっては、10万円また5万円という奨励金をお渡しすることがへき地地域の移住動機につながるのかという、また移住先を検討する際の決め手となるのかというものは何なのかと考えた上で判断させていただきました。

代替え案としましては、令和3年度に事業化を予定しております空き家や空き店舗の活用、起業支援や林業従事者の就業奨励金などがあります。移住については、就業や起業などの仕事に関わっていくことが重要視されており、その意味では令和3年度に予定しております移住就業支援拠点の整備等運営も大きな意義の一つであると考えております。

また、今言った空き店舗を活用した支援検討については、現在、細かな制度設計を進めておりますが、県の移住推進地域であります金屋・清水地域については、何らかの有効措置を設けていこうと考えております。

以上でございます。

○議長（森谷信哉）

4番、中島詳裕君。

○4番（中島詳裕）

ありがとうございました。

今の御説明、条例の効果というのがなかなか見えにくいというか、22世帯、36人の人が該当されてたという、10年余りですが、私、今回引っかかったのは、条例を廃止するということを提案されているということなんです。個々の移住定住策については、今申されたように、いろいろ空き家とか就業機会、そういうものというのは行政がいろいろ施策を取り組む中で、補助要綱とか要領できちっと定めて、そのことを忠実に実行していただけてというのは非常にありがたいんですけども、条例というのは、その最上位に位置する決め事だと僕は思っています。あくまでも定住促進していくんだよ、有田川町としてこういうふうに取り組んでいくんだよという思いの中で目的も定めておられると思うんで、その事業の内容を見直すというのでは、今言われたような部分ではあろうかなと思うんですけども、その点、条例の持つ意味、重要性というものを感じたので質問させていただきました。

そこで、町長にお聞きするんですけども、町の大きな方針として移住定住策を町長も積極的に取り組んでいくんだということの中において、定住促進条例というものが町の一つの標榜として、ホームページに上げて出てくるわけなんです。それがなくなるというのは、ちょっと残念に思うわけなんですけども、そこで代替案というか、新たなそういう内容を十分検討した上で、移住定住のそういう促進のための条例というのは、今後お考えになっていないのかどうかだけお聞きしたいと思います。

○議長（森谷信哉）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

お答えをしたいと思います。

今まで9年間、この制度を使ってやってきたわけなんですけれども、効果はないとは言いません。ただ、あまり利用価値がないのかなと。移住定住につながらなかったという経過があって、もう少し全町へ広げて、いろんな対策を補助については広げたほうがええんちゃうかなということで、一応今回この条例は廃止して、補助についてはもう全町の空き家とかいろんなところへ広げてまいります。

もちろん、その中でへき地の移住促進というものの大事なことでありますんで、令和3年度においては、第2次有田川町長期総合計画の後期計画というのが作成される年になっております。本条例による定住支援が終了したとしても、引き続き移住定住の促進については、これは和歌山県とも今、共同でやっていますんで、計画に取り入れて今後もやっていきたいなと思っていますし、有田川町過疎地域自立促進計画、これも

平成28年から令和2年度につきましても、令和3年度より進歩、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、令和3年度中に地域計画を策定することにしております。

もちろん、その中でも定住促進のための施策を取り入れて、引き続き過疎地域の定住促進に取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（森谷信哉）

4番、中島詳裕君。

○4番（中島詳裕）

ありがとうございます。

この条例というのは、今へき地って書かれてますけども、今、町長が申されたように、有田川町全体、もうこれから人口減少とかということで過疎化していく可能性というのは十分あると思うんです。そういう意味でも、有田川町としていろんな定住政策に取り組んでるんだよと、それも条例をきちっと置いて、その上でいろんな法律に合わせた事業に取り組んでいくんだよというそういう思いを私もしたもので質問させていただきました。ありがとうございました。もうコメントは結構でございます。

○議長（森谷信哉）

答弁はよろしいですね。

ほかに質疑はありませんか。

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

2番、増谷です。

私も議案第28号について質疑をさせていただきます。

この対策条例の第2条に、へき地ということをおざわざ規定しているわけですね。なぜ規定したかということが大事なんで、清水や金屋地域の活性のためにつくっているという意味だと思うんですけども、そういう意味では、ほかの施策に振り替えるということでもなくて、総合的に考えていく必要があると思うんですけども、そういう考えにはなりませんか。

○議長（森谷信哉）

2番、増谷憲君。

どなたの答弁を希望しますか。

○2番（増谷 憲）

じゃあ、町長で。

○議長（森谷信哉）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

確かに、今までへき地というのは指定でやってきました。ただ、この補助金につい

てはあまり効果は一個もなかったとは言えませんが、もう少し全町へ広げてやったらえんちやうかということで、補助金については全町へ広げさせてもらいます。

ただ、今言うたように、令和3年度から過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法というのがあります。令和3年度中に地域計画を策定することになっていきますので、こういったへき地の定住促進のための施策も、これからも引き続き取り入れて、過疎地域の定住促進に努めたいと思っております。

○議長（森谷信哉）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

それはそれでいいんですけども、ただ、制度をやっていく上で、わざわざへき地と規定してるわけですよ。これがなくなってしまうと、本来の意味の、なぜここにいるかという特別な意味がなくなってしまうと、全体的に見れば薄まってしまう可能性が十分あって、やっぱり吉備地域に住まわれる方がそういうのを利用して住んでいく可能性も十分出てくるので、やっぱりへき地と規定していることが私は大事やと思うんで、そういう点では、この単品ということではなくて、総合的にいろんな施策をかみ合わせないと進んでいけないと思うんです。

かつて旧清水町の時代に、通勤手当なんかも出していたと思うんですけども、これも合併によってなくなりましたよね。そういうものも含めて、そういう身近にとっても大事なものという観点から、総合的にそういう施策を考えていく必要があると思うんですけども、薄まらないかという心配と総合的に考えていくという観点では町長どうでしょうか。

○議長（森谷信哉）

副町長、坂頭徳彦君。

○副町長（坂頭徳彦）

過疎対策に対する事業といいますのは、当然必要であると考えております。先ほど申し上げましたように、この計画もありますし、そして計画は二つございます。それに策定に関しましては、そういう趣旨も盛り込んだ形でのことも考えていきたいと思っておりますし、先ほど部長のほうから答弁もございましたが、事業をするに当たりましては、過疎地域にとっての特定といいますか、事業の有効措置ですか、それに対することも考えながら、進めてまいりたいと思っております。しっかり対策を練っていききたいと思っております。

○議長（森谷信哉）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

もう一回だけ質疑をさせてください。

この条例には、へき地というのを規定してるんですよ。高齢化率40%以上の地

区や辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第2条に規定する辺地が対象地域だと具体的に書いているわけですね。だから、今度の新しい計画にも、こういう形の具体的な基準みたいなものを設けられるんかどうか、再度確認しておきたいと思います。

○議長（森谷信哉）

副町長、坂頭徳彦君。

○副町長（坂頭徳彦）

そこは研究し、また盛り込めないか検討してまいりたいと思っております。

○議長（森谷信哉）

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

12番、岡省吾君。

○12番（岡 省吾）

ただいま議長から発言の許可を頂きましたので、これより12番、議案第28号、有田川町へき地地域定住促進対策条例を廃止する条例の制定について、反対の立場から討論をさせていただきます。

この条例は、本町のへき地地区住民の増加及び定住を促進することにより、均衡ある町政の発展を図り、住みよい活力あるまちづくりに寄与することを目的として制定され、合併前からの流れをくむ施策として運用されてきたへき地における定住促進施策であります。

転入により5年以上にわたって定住する意思を持って新たに町民となった60歳未満の者を含む世帯や、16歳以上60歳未満の単身者に対し定住奨励金を支給する制度となっております。ちなみに条例の条件に該当する世帯に対しては10万円を、単身者に対しては5万円を支給するものであります。

このたび、この条例を廃止するという議案が上程されましたが、町長の提案理由として5年先の生活スタイルが現状と大きくさま変わりすることも予想され、十分その機能が発揮されているとは言えず、へき地地域への定住への動機につながっていないという理由を述べられたところであります。

人口減少は、町のこれからの将来を大きく左右する非常に大きな問題であり、どの自治体も頭を悩ませている問題であります。私も過疎地域に住む一人として、急激に進むこの人口減少を大きく肌で感じており、地域が衰退していくのを目の当たりにしております。過疎地域は申すまでもなく、交通、また生活インフラ等の整備が立ち後れており、へき地の定住には大きな障壁がございます。利便性を求める昨今の生活

スタイルとはかけ離れているわけでございます。そういう風潮の中、この制度はへき地定住への一つの呼び水として、一定の効果を持つ施策であると私はそう思います。

先ほどの質疑、答弁にもありましたが、過去9年間の実績を確認いたしましても、9年間で22世帯、単身では36件の方々がこの制度を活用されており、1人でも多くの皆さんに過疎地で暮らしてほしいという地域にとりましては、当局の提案理由と当該地域との間で若干の認識のそごがあるのではないかと私は思います。

今後、新たなへき地定住促進施策も展開されていくものと思いますが、その内容も不確かな中、今すぐこの施策を廃止するというのではなく、数多くある定住促進施策のその一つとして残していただきたいと切に願うところであります。感情論的要素も多いことは承知の上ではございますけれども、へき地の置かれた現状を十分勘案するとき、この条例を廃止するということが異論があることから、したがって議案第28号、有田川町へき地地域定住促進対策条例を廃止する条例の制定につきまして、反対する立場からの討論をさせていただき、議員皆様の御賛同を賜りますようお願いを申し上げます。私の討論を終わらせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（森谷信哉）

ほかに討論はありませんか。

賛成ですか。3番、椿原竜二君。

○3番（椿原竜二）

3番、椿原竜二でございます。先輩議員とかぶりましてけれども、先に失礼させていただきます。

有田川町へき地地域定住促進対策条例を廃止する条例の制定について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

まずもって前回12月議会、町長から令和3年度に関しては、移住定住支援事業を重点施策として取り組んでいくと熱い思いを聞かせていただきました。そういった中で今回のこの廃止というのは、執行部にとっても恐らく苦渋の決断だったのだろうなと感じておるところであります。

提案理由として、動機につながりにくいといった発言もありましたけれども、まずもって、これから私たちが大切にしていかなければいけないのは感情論でありますけれども、奨励金を目的として移住をしてもらおう、そうではなくて今後の対策事業もおっしゃってましたけれども、空き家店舗であったり、起業支援であったり、拠点整備、そういった多くの今後やっていく内容を聞かせていただきました。やっぱり奨励金目的ではなくて、もっと魅力ある効果的な今後の施策ということももちろん期待をしております。

今回の条例廃止に関しては、今後もっと魅力発信であったりとか、へき地の諦めの条例廃止ではなくて、今後、前向きな支援を進めていくための前向きな条例廃止だと

いうことを信じまして賛成とさせていただきます。

○議長（森谷信哉）

ほかに討論はありませんか。

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

反対、賛成と続きましたので、私もいわゆる過疎地域に住んでいる身の者として反対の討論をさせていただきます。

先ほども質疑をさせていただきましたけども、この条例ではわざわざへき地地区と規定していることが大事なんです。高齢化率40%の地区や辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第2条の規定による辺地も含めてあるから大変だと。

今、このへき地地域は、祭りや道路の維持管理など地域を支えることが大変苦勞になってきているのが現状であります。その中で過疎地が進んだ地域へ一人でも多く若い方に住んでもらうための対策の一つであります。特に清水や金屋地域の多くが該当します。

一方、この条例だけではなかなか転入者は来られないという数字も示されましたけれども、しかし、36人も来ているのは事実であります。ですから、できるだけ人口減少を抑え、地域の活性化のために定住奨励金があるわけであります。これに代わる制度という捉え方ではなく、こういう制度も含めて就業支援の空き家等を利用すれば、補助金を出す制度も含めて総合的にやっていってこそ、初めて前向いた結果が出てくるのではないかと考えます。

かつて通勤助成金制度もありましたが、これも廃止してしまった経過もありますように、十分な議論が必要だと考えます。過疎化が進んでいる中で総合的な対策がいる中で、この制度も含めて残しながら他の制度も入れて活性化をしていくべきだと考えて、廃止する条例には反対といたします。

○議長（森谷信哉）

ほかに討論はありませんか。

16番、亀井次男君。

○16番（亀井次男）

僕は賛成です。平成18年に3町が合併して、へき地が吉備まで入るんですよという話、それはええことか悪いことか、それは各人の判断で。まだ執行部がこれを廃止するけど、新しくつくるんですという説明をしてるんを、なぜそれを信頼してまた、形としたら、それできるんと差し替えぐらいにすりゃ、一番穏便にいくと思うんやけど、予算でもあったり条例でもあったら、当初にするんは当たり前のことであるんで、ただその第2条にへき地て書いてるん、これどうするんですかって、そんな目くじら立ててへき地が直るんですか。いかに町として国、県の力も借りながら、地

域で執行部と議会とともに今後もやっていかなんと思うんで、この件については、いろいろそりゃあっても、今度新しい条例に持っていくという形の中で、あんまりへき地へき地と言わないように僕はしていきたいと思います。この条例を賛成ということで終わりたいと思います。

○議長（森谷信哉）

ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（森谷信哉）

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第24 議案第29号……………

○議長（森谷信哉）

日程第24、議案第29号、有田川町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第25 議案第30号……………

○議長（森谷信哉）

日程第25、議案第30号、有田川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制

定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第26 議案第31号……………

○議長（森谷信哉）

日程第26、議案第31号、平成30年度有田川町防災行政無線デジタル化改修事業の請負変更契約についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第27 議案第32号……………

○議長（森谷信哉）

日程第27、議案第32号、令和3年度有田川町一般会計補正予算（第1号）を議

題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

3番、椿原竜二君。

○3番（椿原竜二）

3番、椿原でございます。

議案第32号、令和3年度有田川町一般会計補正予算について質疑をさせていただきます。

これは新型コロナワクチンの接種に関する補正予算でありますけれども、一般質問でも少し取り上げさせていただきました。やっぱりそういった中で、一番課題やな、ちょっとどうにかならんかなと感じているところが、移動困難な方の接種についてであります。移動困難な方は、集団接種から始まりますけれども、集団接種会場に行けない、そういった課題が出てきますけれども、その辺、担当部長はどのように考えておりますか。

○議長（森谷信哉）

福祉保健部長、前久保眞次君。

○福祉保健部長（前久保眞次）

椿原議員の質疑にお答えします。

役場内の既存制度を活用できるように、各関係部署と調整を行い、予約申込み時にその制度の説明等を行ってまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（森谷信哉）

3番、椿原竜二君。

○3番（椿原竜二）

確かに有田川町にある周遊定額タクシーであったり、福祉タクシーであったりとか、いろんな事業がありますけれども、確かにそういった御紹介をしていただけることも大切やなと思います。けれども、町もできる限りワクチン接種をやってほしいと思っているのであれば、そういった方に、移動困難な方の補助といいますか、その移動手段というのを考えていかなければいけないんじゃないかなと思っております。

そういった中で提案させていただきたいのが、この行政で送迎をやっていこうとかそういったことを考えると苦しいと、大変やと思うんです。けれども、有田川町内でも人を運ぶ業種の方、大きくバスとかタクシーとかいうところであれば3社ありますけれども、そういった方の官民連携といいますか、民間の会社さんにもしっかりと協力していただいて、一緒になって体制整備していけば、これって実現できるんじゃないかなと思っております。集団接種も今のところ1日50人も接種しないんですよね、一つの会場。ということを考えれば、事前に誰が接種する、その日に何時から誰が接種するというのが分かっている以上、決して難しいことじゃないというふうに思うん

です。

副町長も先ほど答弁ありましたけれども、和歌山県の飲食であったり宿泊であったり、地域交通運行会社への給付金というの県はやるんです。理由としては、和歌山県も地域交通運行会社が経営的に厳しいといいますが、コロナのダメージがめちゃくちゃ大きい、そういうふうに理解しているんです。そういうことを考えれば、有田川町でも、例えば赤バスであったりとかそういったところで予算を取ってるけれども、去年も使っていない、今まで需要があったやつが一気に需要がなくなって、そういった会社さんも本当に大変な状況の中で、そういったところに依頼をして、一緒になってやっていただくというの、町にとってもいいですし、会社にとってもいいですし、接種者にとってもいい、そういったことを考えると、しっかりと民間会社さんと打合せをやって、ぜひ協力をあおって進めていっていただきたいと思うんですけれども、その辺、副町長、答弁いただけますか。

○議長（森谷信哉）

副町長、坂頭徳彦君。

○副町長（坂頭徳彦）

今、議員御提案のありました既存の事業の施行につきましても、これはもう事業者さんの御協力を頂くことも必要になってこようかと思えます。

先日、県のタクシー協会さんからも、この輸送に当たっての相談していただきたいといった御連絡、御要請もいただいておりますので、町内の旅客運送事業者さんに一度相談をして、何かできないか検討してまいりたいと思えます。

以上でございます。

○議長（森谷信哉）

ほかに質疑はありませんか。

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

2番、増谷です。

私も議案第32号について質疑をさせていただきます。

まず、今、同僚議員からもありましたように、どうやって多くの方に接種していただくかというのがネックになってきます。しかし、今回の予算を見ますと、対象が取りあえず85歳以上の1,900人ぐらいの見込みの予算だと思うんですが、しかし、1人2回接種という状況と、それから施設入所者の数もこの中に入っていると聞いているので、実質来られる見込みの方というのをどれぐらい見込んでいて、いつから接種が可能になるのか、まずその点をお伺いしたいと思います。

○議長（森谷信哉）

福祉保健部長、前久保眞次君。

○福祉保健部長（前久保眞次）

さきの一般質問でもお答えしましたとおり、県のほうから4月の12日の週に1箱、約480人分が入ってきますので、医師会と調整で4月19日の週から集団接種を始めたいと思っております。その後のワクチンの供給量については、今のところまだ県から連絡が来てないんですけども、85歳以上の方もあるんですけども、先月、各施設とも打合せやって、施設も回してほしいという話もあったんで、できるだけ施設も優先的に回りながら、できるだけ個別接種に持っていくように、取りあえずワクチン供給が分からないと計画を組んでないんですけども、そういう方向で進んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（森谷信哉）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

現段階でどれぐらい来るか分からんという中でのやり取りって難しいのは確かにあるんですが、なるべく先の見通しを早くつかんでいただいて、多くの方に接種できるような体制づくりと、それから高齢者の方で車に乗れない方とか山間地におられる方なんかは、なかなかさつと行こかという形になりにくいので、先ほどもあったように、何らかの対策を取ってやっていく人だと思うんです。例えば吉備地域だったら、福祉タクシー券なんかを制度として使えば、十分対応は可能だと思うし、路線バスの時間帯を使ってできないかとか、その点も含めていろんな角度から検討していただきたいと思うんですがいかがでしょうか。

○議長（森谷信哉）

副町長、坂頭徳彦君。

○副町長（坂頭徳彦）

先ほども申し上げましたが、事業者さんの御協力をいただくということが大変大事だろうと思っておりますので、町内旅客運送事業者さんに一度相談をさせていただきたいと思っております。

○議長（森谷信哉）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

相談の件なんですけど、その相談の在り方、どんな場になるかということなんですけども、例えば地域交通会議の中でやるということではないですよ、その点確認したいんですが。

○議長（森谷信哉）

副町長、坂頭徳彦君。

○副町長（坂頭徳彦）

それは、4月19日に始まりますので、早急にやっ払いこうと思ったら個別な対応

といたしますか、していくほうが早いのかなと思ってございます。

○議長（森谷信哉）

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

しばらく休憩いたします。

~~~~~

休憩 11時54分

再開 13時01分

~~~~~

○議長（森谷信哉）

再開いたします。

片畑進之君から、副議長辞職願が提出されました。

お諮りします。

副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として、議題とすることに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

異議なしと認めます。したがって、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。1時10分から4階、第2、第3会議室において全員協議会を開催いたします。

〔発言する者あり〕

○議長（森谷信哉）

一応全員協議会で話だけしとかなんだら。すぐにですか。すぐに会議を開きたいと

思いますので、どうか時間設定しますのでよろしくお願いいたします。

~~~~~

休憩 13時02分

再開 13時33分

~~~~~

○議長（森谷信哉）

再開いたします。

……………追加日程第1 副議長辞職の件……………

○議長（森谷信哉）

追加日程第1、副議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、片畑進之君の退場を求めます。

（片畑進之君 退場）

○議長（森谷信哉）

議会事務局長、辞職願を朗読してください。

○議会事務局長（竹中幸生）

このたび議会の申合せにより、副議長の辞職を申し出ます。

令和3年3月23日。有田川町議会副議長、片畑進之。

有田川町議会議長、森谷信哉様。

以上です。

○議長（森谷信哉）

お諮りします。

片畑進之君の副議長辞職を許可することに御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

異議なしと認めます。

したがって、片畑進之君の副議長辞職を許可することに決定いたしました。

片畑進之君の入場を許可します。

（片畑進之君 入場）

○議長（森谷信哉）

ただいま副議長辞職が許可されましたので、通知をいたします。

暫時休憩します。そのままお待ちください。

~~~~~

休憩 13時34分

再開 13時35分

~~~~~

○議長（森谷信哉）

再開いたします。

お諮りします。

副議長の選挙を日程に追加して、追加日程第2、選挙第1号として選挙を行いたいと思います。御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

異議なしと認めます。

したがって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2、選挙第1号として、選挙を行うことに決定いたしました。

……………追加日程第2 選挙第1号……………

○議長（森谷信哉）

追加日程第2、選挙第1号、副議長の選挙を行います。

皆様に御異議がなければ、指名推選することもできますが、いかがいたしましょうか。

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

選挙をお願いします。

○議長（森谷信哉）

選挙という意見がありましたので、選挙をしたいと思います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場を閉める〕

○議長（森谷信哉）

ただいまの出席議員は15名です。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定により、5番、星田仁志君、7番、谷畑進君を指名いたします。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名でお願いいたします。

〔投票用紙の配付〕

○議長（森谷信哉）

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔配付漏れなしを確認〕

○議長（森谷信哉）

配付漏れなしと認めます。

続きまして、投票箱を点検いたします。

〔投票箱を点検〕

○議長（森谷信哉）

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1 番議員から順番に投票願います。

[ 投 票 ]

○議長（森谷信哉）

投票漏れはありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（森谷信哉）

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。5 番、星田仁志君、7 番、谷畑進君、開票の立会いをお願いいたします。

[ 開 票 ]

○議長（森谷信哉）

暫時休憩いたします。投票結果をまとめさせていただきますので休憩させていただきます。

~~~~~

休憩 1 3 時 4 3 分

再開 1 3 時 4 3 分

~~~~~

○議長（森谷信哉）

再開いたします。

選挙の結果を報告します。投票総数 1 5 票、有効投票 1 5 票、無効投票ゼロ票です。

有効投票のうち、片畑進之君、8 票、星田仁志君、7 票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は 4 票です。したがって、片畑進之君が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

[ 議場を開く ]

○議長（森谷信哉）

ただいま当選されました片畑進之君が議場におられます。会議規則第 3 3 条第 2 項の規定により、当選の告知をします。

当選された片畑進之君に発言を求めます。

片畑進之君、御登壇、お願いいたします。

○副議長（片畑進之）

片畑進之でございます。

ただいま副議長に推選いただきました。あと残り1年を切りましたが、しっかりと努力して務めさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

(拍手)

……………日程第28 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件……………

○議長（森谷信哉）

日程第28、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付されました件名表のとおり、閉会中の所掌事務調査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の所掌事務調査とすることに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の所掌事務調査とすることに決定いたしました。よろしくお願いいたします。

……………日程第29 常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の件……………

○議長（森谷信哉）

日程第29、常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の件を議題とします。

各常任委員会委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました件名表のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申出があります。

お諮りします。

各常任委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

異議なしと認めます。

したがって、各常任委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。よろしくお願い申し上げます。

……………日程第30 特別委員会の閉会中の継続調査の件……………

○議長（森谷信哉）

日程第30、特別委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

各特別委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました件名表のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各特別委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議はあ

りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

異議なしと認めます。

したがって、各特別委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。よろしくお願ひします。

……………日程第31 議長への委任について……………

○議長（森谷信哉）

日程第31、議長への委任について。

お諮りします。

本定例会における全ての議決事件等について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

会議規則第7条の規定により本日で閉会したいと思います。

御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

異議なしと認めます。

本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和3年第1回有田川町議会定例会を閉会いたします。

~~~~~

閉会 13時49分

以上会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

有田川町議会議長            森   谷   信   哉

2 番 議 員            増   谷            憲

15 番 議 員            湊            正   剛